

都道府県関係者 様

「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」について

この度、国民保護法に基づき、農林水産省（林野庁及び水産庁を含む。）が実施する国民保護措置の内容、実施方法等について定めた「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」を作成しました。

仮に、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合等には、農林水産省に大臣を本部長とする対策本部を設置し、都道府県、関係省庁等と相互に連携協力しながら、以下のような措置を実施していくこととしております。関係者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

<計画のポイント>

○ 避難住民に対する応急用食料の供給

都道府県による避難住民等に対する応急用食料の調達・供給について、以下のとおり支援を行うこととしております。

<平素からの措置>

- ・ 都道府県による食料調達に関する相互支援の促進に資するため、都道府県からの相談受付、食料調達に関する情報収集・提供
- ・ 防災の取組と共同して、応急用食料粉[※]について、定期的に、関係業者等に対する調達可能量についての調査及び都道府県に対する情報提供を実施
(※ 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、水（ペットボトル）等)
- ・ 農林水産省が備蓄している米穀等の緊急の引渡しが可能となるよう、必要な規定、体制の整備

<武力攻撃を受けた場合における措置>

- ・ 応急用食料の供給可能量等について、避難先の都道府県に提示
- ・ 都道府県からの要請に応じ、自ら備蓄している応急用食料の速やかな供給のほか、関係業者、団体等に対して出荷を要請

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資材の確保

都道府県から、資材の調達について支援を求められたときは、被災地域及び全国の木材需給動向を把握し、必要に応じ、関係団体等に用材等の供給の要請等を行います。

○ 生活関連等施設の安全確保

動物用医薬品の取扱所、生物剤・毒素の取扱所、農業用ダム等について、都道府県等と相互に連携協力し、安全確保のために必要な措置を講じます。

- NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農林水産物等の安全性確認
都道府県が実施する安全性の確認のための調査に関し、必要に応じて助言を行うほか、都道府県からの要請に応じ、汚染状況等の分析の実施、専門家の派遣等についての協力をを行います。
- 家畜の保護に関する配慮
都道府県からの要請に基づき、要避難地域において飼養されていた家畜の保護等について、関係団体等に対する家畜の移動手段や飼料の確保の要請、情報提供等を行います。
- 農林水産業に係る被害拡大防止
都道府県等と相互に連携協力し、農林水産業に係る被害の拡大を防止するため、農作物の病虫害の防除、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止、種子等の供給、漁場・魚介類や荒廃林地等の被害拡大防止のために必要な措置を講じます。
- 応急の復旧
農林水産関係施設の応急の復旧のために、都道府県からの要請に応じて、専門的知識を有する職員の派遣、資機材の提供、技術的助言その他必要な措置を講じます。
- 被害情報の収集
武力攻撃を受けた場合等には、農林水産省では、関係者の安全に配慮しながら、農林水産業関係の被害状況に関する情報収集を行うこととしております。この情報収集では、都道府県に情報提供をお願いすることを予定しております。
- 上記の他にも、食料等の価格・供給の安定に必要な措置の実施、漁場油汚染災害や林野火災への対処、被災農林漁業者への資金の融通に関し必要な措置の実施、各種情報の収集・提供等を行うこととしております。
また、武力攻撃を受けた際等に農林水産省に設置される対策本部に、都道府県、関係省庁等との連絡、総合調整等にあたる連絡窓口を設置することとしております。

（ お問い合わせ窓口 ）

農林水産省大臣官房文書課

災害総合対策室防災危機管理班

電 話 ０３－６７４４－０５７８

FAX ０３－６７４４－７１５８